

建設業者監督処分一覧表

[令和2年度]

	許可番号	建設業者名	処分の内容	処分年月日
1	石第13853号	株式会社北鉄重機工業	指示処分	令和2年(2020年)4月22日
2	宗第456号	山本建設株式会社	許可取消し	令和2年(2020年)5月8日
3	オ第2719号	ナベシマ工業株式会社	指示処分	令和2年(2020年)5月21日
4	後第1487号	栄伸開発工業株式会社	指示処分	令和2年(2020年)5月25日
5	石第20641号	I Tフレックス株式会社	指示処分	令和2年(2020年)6月11日
6	石第22521号	株式会社光和	指示処分	令和2年(2020年)6月11日
7	十第305号	イチエイ山田建設株式会社	指示処分	令和2年(2020年)7月10日
8	十第1779号	有限会社白木工務店	指示処分	令和2年(2020年)7月10日
9	空第2757号	有限会社二光産業	指示処分	令和2年(2020年)9月5日
10	オ第4号	北栄建設産業株式会社	指示処分	令和2年(2020年)10月7日
11	石第23016号	株式会社T A K E	営業停止	令和2年(2020年)12月15日
12	石第20822号	株式会社オチアイ	営業停止	令和2年(2020年)12月15日
13	釧第869号	株式会社鶴居建設	営業停止	令和3年(2021年)3月10日
14				
15				

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社北鉄重機工業	代表者氏名	内田 靖
主たる営業所の所在地	(登記上) 北海道札幌市白石区菊水元町5条1丁目11番15号 (事実上) 北海道札幌市白石区北郷2405番30		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 石第13853号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)4月22日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
株式会社北鉄重機工業の代表取締役は、平成31年3月25日、有珠郡壮瞥町壮瞥温泉88番地21にある道南ハイヤー株式会社の敷地内において、労働者につり上げ荷重が2.93トンの移動式クレーンを使用して電柱の積み下ろし作業を行わせるに当たり、同クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、予め作業の方法を定めなかった。 このことから労働安全衛生法第20条第1号及びクレーン等安全規則第66条の2に基づき、札幌簡易裁判所において同社及び同社代表取締役が罰金刑に処せられ、令和2年2月19日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	山本建設株式会社	代表者氏名	山本 義人
主たる営業所の所在地	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字野塚39番地1		
許可番号	北海道知事許可 (般-29) 宗第456号	許可を受けている 建設業の種類	解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)5月8日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(建設業法第29条第2号該当)		
処分の内容	建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消処分		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
その他参考となる事項	<p>山本建設株式会社の代表取締役は、平成30年7月10日、覚せい剤取締法違反により懲役2年(執行猶予5年)の刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業許可の欠格要件となるため、建設業法第11条第5項の規定に基づき、刑の確定から2週間以内に欠格要件に該当した旨の届出が必要であるが、届出がなく、北海道の調査により欠格の事実を確認した。</p> <p>このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。</p>		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	ナベシマ工業株式会社	代表者氏名	鍋嶋 稔
主たる営業所の所在地	北海道北見市錦町610番地19		
許可番号	北海道知事許可 (般-29) オ第2719号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)5月21日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分			
労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。 建設業法及び関係法令の違反を重ねて行った場合は、建設業法の規定に基づき営業の停止又は許可の取消を行うことがあります。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
ナベシマ工業株式会社の代表取締役は、平成31年(2019年)2月4日、岩手県釜石市の同社舗装工事現場において、労働者が作業中に左第1中足骨骨折の傷害を負い4日以上休業する労働災害が発生したことについて、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の釜石労働基準監督署長に提出すべきであったがこれを怠ったため労働安全衛生法違反で起訴され、令和2年(2020年)3月6日、北見簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、同年3月24日、この刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	岩手労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	栄伸開発工業株式会社	代表者氏名	三國 順也
主たる営業所の所在地	北海道小樽市塩谷3丁目30番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 後第1487号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)5月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
栄伸開発工業株式会社は、令和元年(2019年)9月24日、小樽市長橋2丁目にある中村重機運輸の社屋解体工事現場において、労働者に建物2階の解体途中の床板の上で解体作業を行わせるに当たり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるため、要求性能墜落制止用器具(安全带)を着用させるなどの墜落防止措置を講じなければならなかったが、その措置を講じなかったため、床を踏み抜いた労働者が1階に転落し、重傷を負う労働災害事故を発生させた。 このことから、労働安全衛生法第21条2項及び労働安全衛生規則518条2項に基づき、小樽簡易裁判所において同社及び同社現場責任者が罰金刑に処せられ、令和2年(2020年)3月17日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	I Tフレックス株式会社		代表者氏名	小川 博文
主たる営業所の所在地	北海道札幌市東区東雁来8条4丁目7番6号			
許可番号	北海道知事許可 (般-27) 石第20641号 (般-28) 石第20641号	許可を受けている 建設業の種類	(般-27) 電気通信工事業 (般-28) 電気工事業	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)6月11日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 I Tフレックス株式会社は、令和元年(2019年)10月31日、札幌東労働基準監督署長に対し、同社の労働者が、令和元年(2019年)10月10日、北海道上川郡和寒町の工事現場で負傷し、翌日から4日以上休業したのに、「令和元年10月10日、北海道札幌市中央区所在の同会社倉庫にて、怪我をした」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出した。 このことから、労働安全衛生法第100条第1項及び同規則第97条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において同社及び同社実行行為者(代表取締役)が罰金刑に処せられ、令和2年(2020年)4月18日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社光和	代表者氏名	和田 智裕
主たる営業所の所在地	(登記上) 北海道札幌市北区新琴似6条17丁目2番1号 (事実上) 北海道札幌市北区新琴似町572番地58		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 石第22521号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)6月11日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者としての適正な業務を確保すること。</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
その他参考となる事項	<p>株式会社光和の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ニ(法第16条の2(焼却禁止)に違反し、罰金刑に処せられ、刑の執行が終了し、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)に該当したことにより、同社は、法第14条の3の2第1項第2号及び法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニ(欠格要件)に該当するに至った。 これにより、令和2年(2020年)5月14日付けで北海道知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けた。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	イチエイ山田建設株式会社	代表者氏名	中塚 学
主たる営業所の所在地	北海道帯広市東7条南8丁目11番地		
許可番号	北海道知事許可 (特-2)十第305号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)7月2日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>イチエイ山田建設株式会社は、令和元年(2019年)6月28日、帯広市内の工事現場において、下請負人の労働者に高さ2.17mの作業床である足場を使用させるにあたり、同足場の端部に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって下請人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかった。 このことにより、労働安全衛生法第31条第1項及び労働安全衛生規則第653条第1項違反により、帯広簡易裁判所において同社及び同社現場代理人が罰金刑に処せられ、令和2年(2020年)5月8日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社白木工務店	代表者氏名	白木 勝彦
主たる営業所の所在地	北海道帯広市大空町4丁目13番地18		
許可番号	北海道知事許可 (般-2)十第1779号	許可を受けている 建設業の種類	建築工事業 大工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)7月2日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>有限会社白木工務店は、令和元年(2019年)6月28日、帯広市内の工事現場において、労働者に高さ2.17mの作業床である足場上において作業を行わせるにあたり、同足場の端部に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかった。</p> <p>このことにより、労働安全衛生法第21条第2項及び労働安全衛生規則第519条第1項違反により、帯広簡易裁判所において同社及び同社取締役が罰金刑に処せられ、令和2年(2020年)5月8日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社 二光産業	代表者氏名	高橋 修司
主たる営業所の所在地	北海道深川市稲穂町2丁目9-21		
許可番号	北海道知事許可 (般-01) 空第2757号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)9月5日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>有限会社二光産業は、令和元年(2019年)10月2日、産業廃棄物処理場において、労働者にベルトコンベヤーの点検作業を行わせるにあたり、同ベルトコンベヤーの回転軸が露出しており、労働者に危険を及ぼす恐れがあり、同回転軸に覆い等を設けなければならなかったのに、これを設けず、かつ非常の場合に直ちにベルトコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えなければならなかったのにこれを備えず、もって機械、器具その他の設備による危険を防止するための必要な措置を講じなかった。</p> <p>このことにより、同社及び同社代表者は、労働安全衛生法違反で起訴され、深川簡易裁判所において罰金の略式命令を受け、令和2年(2020年)5月26日に刑が確定した</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北栄建設産業株式会社		代表者氏名	青田 喜代美
主たる営業所の所在地	北海道紋別市幸町1丁目1番15号			
許可番号	北海道知事許可 (特-28)オ第4号 (特-31)オ第4号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 解体工事業	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)10月7日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守し、建設業者としての適正な業務を確保すること。 建設業法及び関係法令の違反を重ねて行った場合は、建設業法の規定に基づき営業の停止又は許可の取消を行うことがあります。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 北栄建設産業株式会社は、令和1年(2019年)10月23日、紋別市緑町5丁目31-16の(仮称)大山児童センター移転建替工事(建築主体工事)現場において、労働者に対し、足場と建設中の躯体の間に設置した高さ3.5メートルの仮設通路を使用させるにあたり、手すり等の墜落防止用設備を設けなかった。このことにより当該箇所から労働者が墜落し、脊椎損傷により下半身不随となったことが労働安全衛生法に違反するとして令和2年(2020年)7月31日、紋別区検察庁より起訴され同8月5日、紋別簡易裁判所より罰金20万円の判決を受け同8月21日この刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社T A K E	代表者氏名	武山 大祐
主たる営業所の所在地	札幌市中央区南7条西8丁目1032-3		
許可番号	北海道知事許可 (般-29)石第23016号	許可を受けている 建設業の種類	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)12月15日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第28条第1項第2号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 営業停止期間:令和2年(2020年)12月28日から令和3年(2021年)1月3日までの7日間 営業停止範囲:地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止			
処分の原因となった事実		建設業法違反	
株式会社T A K Eは、民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(6,000万円)以上となる下請契約を締結した。 このことは、同法第16条第1号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するものである。			
その他参考となる事項	該当者に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。期間、範囲は営業停止処分と同一		

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社オチアイ	代表者氏名	落合 政彦
主たる営業所の所在地	札幌市手稲区前田8条10丁目4番18号		
許可番号	北海道知事許可 (般-27)石第20822号 (般-29)石第20822号	許可を受けている 建設業の種類	(般-27) 管工事業 (般-29) 建築工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装 仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)12月15日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第28条第1項第7号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 営業停止期間: 令和2年(2020年)12月28日から令和3年(2021年)1月3日までの7日間 営業停止範囲: 地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止			
処分の原因となった事実		建設業法違反	
株式会社オチアイは、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(6,000万円)以上となる下請契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当するものである。			
その他参考となる事項	該当者に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。期間、範囲は営業停止処分と同一		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社鶴居建設	代表者氏名	佐藤 俊介
主たる営業所の所在地	北海道阿寒郡鶴居村字雪裡北16線東3番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-2) 釧第869号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年(2021年)3月10日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第28条第1項第2号該当)		
処分の内容			
処分の内容：建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 営業停止期間：令和3年(2021年)3月13日から令和3年(2021年)4月11日までの30日間 営業停止範囲：業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止			
処分の原因となった事実	請負契約に関し不誠実な行為をしたため		
株式会社鶴居建設は建設業法(以下「法」という。)第11条の規定に基づき決算報告書を釧路総合振興局に提出しているが、平成31年3月決算から少なくとも過去に遡り3か年において、虚偽の資産額を記載した。 さらに、虚偽の資産額を用いた経営事項審査申請を行い、これにより得た経営事項審査結果通知書により、北海道及び鶴居村から入札参加資格を得た。 このことは、法第28条第1項第2号に該当するものである。			
その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。期間、範囲は営業停止処分と同一。		